

大田区景観審議会（第 19 回）

目 的	1. 第18回大田区景観審議会の振り返り 2. 大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）について 3. 第4回大田区景観まちづくり賞の授賞候補の決定について 4. （仮称）大田区歴史的風致維持向上計画の策定について
日 時	令和6年11月8日（金） 開会 10時10分 閉会 12時04分
場 所	大田区役所本庁舎 2 階 201-203会議室
委 員	☐ 有賀 隆 ☐ 杉山朗子 ☐ 濱福秀夫 ☐ 高栖昌昭 ☐ 喜多河康二 ☐ 大澤昭彦 ☐ 二井昭佳 ☐ 岩下充博 ☐ 川尻幸由 ☐ 鈴木邦成 ☐ 押田佳子 ☐ 野原 卓 ☐ 欠 柳沢重幸 ☐ 加藤芳夫 ○印出席者
出 席 幹 事	まちづくり推進部長（西山（正）） まちづくり計画調整担当課長（西山（徹）） 都市計画課長（深川）

傍聴者 4 名

議 事	報 告 審 議 (1) 第18回大田区景観審議会の振り返り (1) 大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について (2) 第4回大田区景観まちづくり賞の授賞候補の決定について 情報提供 事務連絡 (1) (仮称)大田区歴史的風致維持向上計画の策定について (1) 次回の大田区景観審議会について
議決事項 第一号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。 第二号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。	
その他 配布資料 資料1 第18回大田区景観審議会の振り返り 資料2 第一号議案諮問文(写) 資料3 【概要版】大田区景観計画の変更(案) 資料4 大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の修正・追加(案) 資料5 第二号議案諮問文(写) 資料6 第4回大田区景観まちづくり賞審査結果 資料7 第4回大田区景観まちづくり賞表彰紹介パンフレット 参考資料1 大田区景観審議会委員名簿・委員座席表 参考資料2 大田区景観計画及び各種ガイドライン 参考資料3 第3回大田区景観まちづくり賞 表彰紹介パンフレット 参考資料4 第4回大田区景観まちづくり賞 募集パンフレット ※参考資料2～4は会議終了後、回収	

午前10時10分開会

西山（徹）幹事 大変長らくお待たせして申し訳ありません。ただいまより、第19回大田区景観審議会を開催させていただきたいと存じます。

改めまして、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は司会を務めさせていただきます、まちづくり推進部まちづくり計画調整担当課長の西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また、審議に入る前にご報告が1点ございます。

本日、野原会長が急遽Web参加での出席となっておりまして、会議の進行につきましては原則、野原会長にお願いしているところでございますが、会場の様子等を把握することが一部難しいこともありますので、事務局にて補佐させていただく場面がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、まず委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼します。

前回、所用によりご欠席でありまして、今回初めての対面でのご出席となる委員がいらっしゃいますので、改めまして、まちづくり推進部長の西山よりご紹介をさせていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので、ご起立いただければと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

西山（正）幹事 改めまして、おはようございます。まちづくり推進部長の西山でございます。西山、西山と、同じ西山で紛らわしいですがよろしくお願い致します。

今ありましたとおり、新たな委員ということでご紹介させていただきます。

学識経験のある委員、押田佳子委員様でございます。どうぞ、本日はよろしくお願いいたします。

押田委員 ご紹介ありがとうございます。

日本大学理工学部の押田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

西山（徹）幹事 押田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、改めてまちづくり推進部長の西山よりご挨拶を申し上げたいと思います。

西山（正）幹事 改めまして、本日はご多忙のところ本審議会のご出席賜りまして誠にありがとうございます。

今回、第 19 回目ということでございます。

本日は二つの審議事項ということで、これまで令和 2 年から検討を重ねてまいりました、大森の八景坂、こちらの景観形成重点地区への追加指定の案件が一つ。

それから、大田区らしい魅力あふれる景観まちづくりを進めていくということで、区で景観まちづくり賞、今回 4 回目となります。そちらの案件でございます。

この景観まちづくり賞に関しましては、本日 Web 参加の大澤副会長が部会長ということで、選考に関してご尽力いただいたところでございます。この場を借りて御礼申し上げます。

以上 2 点を本日の議題とさせていただいて進めさせていただきます。

委員の皆様から、また様々な立場からご意見を頂戴できればと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。私の挨拶をさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

西山（徹）幹事 それでは、まず審議会の公開についてご案内申し上げます。

本審議会でございますが、公開を原則としてございます。このため、議事録につきましては区のホームページで公開をさせていただいております。

また、議事録作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

まず、本日の次第が記載されております A 4 の資料のほうをご確認ください。こちら、ペラの 1 枚になってございます。配付資料につきましては、この次第のほうの下部に記載しております、合計 11 点の資料となります。一つずつ確認をさせていただきます。

1 点目でございます。右上に資料 1 と記載のあります A 4 横、カ

ラーの両面刷りのもの、これが一つ目でございます。

それから２点目、同様に資料２と記載のありますＡ４縦、片面刷り１枚、こちらの資料でございます。

それから３点目、同様に資料３と記載のあるＡ３横、これは折ってありますけども、こちらのペーパーになっております。こちらは２枚の資料でございます。

それから４点目、同様に資料４と記載のあるＡ４縦のホチキス留めのものがございます。

続きまして５点目、資料５と記載のございますＡ４縦の片面刷りの資料１枚のみでございます。

それから６点目も同様に、資料６と書いてございますＡ４縦のホチキス留めの両面刷りの資料でございます。８枚の資料です。

続きまして、７点目、同様に資料７と右肩に記載のありますＡ４縦の資料、こちらもホチキス留めの資料でございます。

それから８点目、こちらは右上に参考資料１と記載のあるＡ４縦の資料ですね。これは１枚のみの資料となっております。

そして残り９から１１点目の３つに関しましては、参考資料としまして冊子を机上のほうに配付させていただいております。こちらのほうも本編と併せてご参考までにご活用いただければと存じております。各種景観計画やガイドライン、まちづくり計画書の紹介やまちづくり賞の募集、これらの資料となっております。

なお、冊子に関しましては会議終了後、我々の方で回収させていただきますので、そのまま机上のほうに置いておいていただければと存じます。

資料は以上となっておりますが、あと１つ、後ほど情報提供させていただく１点、Ａ２の横の資料がございます。茶色のプリントの資料です。今回の議題とはまた別に、参考資料としておつけさせていただきます。

以上が配付資料となっております。

過不足等はありませんでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

では最後に、本審議会におきましては、ＤＸ化、ペーパーレス化

の推進の取組の一環として、タブレット端末を用いたペーパーレス会議による実施を目指してございます。

段階的にペーパーレス化を進めるために、タブレット端末とそれから紙資料と両方、現在用意してございます。

タブレット資料につきましては、事務局我々のほうが操作する端末と同期してございますので、自動で画面が切り替わる状態となっております。また拡大、縮小についてもこちらのほうと同期してございますので、我々のほうで操作をさせていただきます。

なお、タブレット端末に関しまして、資料を我々の操作以外で先読みされたいといった場合などは、オレンジ色のアイコン、参加という耳の形をしているアイコンがございまして、こちらをタップしていただくことで同期が外れるということで、皆様それぞれで操作していただくことが可能となっております。自由に操作できますのでご活用いただければと思います。

ただし、同期解除後に我々の端末と同期をしたい場合は、改めて同じこの参加、耳のマークの参加をタップしていただきますと画面共有が引き続き開始されますので、こちらのほうもお使いください。

ただし、発表というアイコンが同時に出てきまして、これをタップされないように、お願いします。これをタップされてしまいますと、タップされた発表の方の画面が皆さんに同期されますので、そこだけお間違えのないように、ぜひともよろしくお願いします。

資料を閲覧する際の操作方法に関しましても、スマートフォンで慣れていらっしゃると思いますが、改めてご説明いたします。左側にスライドされると次のページ、右にされると元の前のページに移動いたします。また、ピンチアウト、ピンチインといった拡大操作もスマートフォンと同様の操作でございまして。

簡単に説明させていただきましたが、ご不明点等ございましたら、お近くの職員等にお申しつけください。

それでは、ここからの議事につきましては野原会長のほうに進行をお願いしたいと思います。

野原会長、よろしいでしょうか。

野 原 会 長 はい、聞こえますでしょうか。

西山（徹）幹事 はい、大丈夫です。

野原会長 大変申し訳ありません。急遽このようなオンラインでの出席となつてしまったことをおわびいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、まず本日の審議会の成立及び傍聴につきまして事務局よりご報告よろしくお願いいたします。

西山（徹）幹事 本日の審議会の成立につきましてご報告を申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第 30 条第 6 項におきまして、審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。

本日の委員の出席状況でございますが、委員全 14 人のうち、出席者は W e b 出席者も含めまして 13 名のご出席となつてございます。欠席が 1 名となつてございます。よつて定足数を満たしてございます。

また、本日の傍聴申込数につきましては、10 時 10 分の時点で 4 名となつてございます。

なお、事務局としましては、本日の会議内容に非公開とすべき内容は入っていないと認識をしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

野原会長 ご報告ありがとうございました。

ただいま事務局からご報告がございましたとおり、定足数に達しているということになりますので、本審議会は成立とさせていただきます。

ここで、第 19 回大田区景観審議会の開会を宣言いたします。

まず初めに、傍聴者の入室を許可いたします。

よろしいですか。

（傍聴者入室）

西山（徹）幹事 恐れ入ります。傍聴者の方々がご入室されました。

それでは、我々のほうで進行させていただきます。

本日は報告案件 1 件、それから審議案件 2 件となつてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

野原会長 まず議事次第の 2 番目、報告になります。

こちらの報告（1）第 18 回大田区景観審議会の振り返りにつ

て、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

事務局 私は、都市計画課計画調整担当の後藤と申します。

報告１、第１８回大田区景観審議会の振り返りについてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の、右上に資料１、Ａ４横の第１８回大田区景観審議会の振り返りと記載の資料をご覧ください。同様の内容をｉＰａｄのほうにも映しておりますので、併せてご確認ください。

前回、第１８回大田区景観審議会では、主に大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討に関する内容と第４回景観まちづくり賞についての２点をご報告させていただきました。

まず１枚目につきましては、１点目、大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について、主な意見を左側、そして右側に意見に対する区の対応方針を記載しております。

大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討については、主に３つご意見を頂戴いたしました。意見１から３については、それぞれ対応方針１から３に記載のとおり、記述の修正や説明の追加を行いました。この後の第１号議案における説明におきまして、改めてこちらの内容についてご説明申し上げます。

続いて２ページ目をご覧ください。こちらは景観まちづくり賞に関する意見及び対応方針を記載してございます。

景観まちづくり賞につきましては、意見１、意見２の２つのご意見を頂戴しておりまして、それぞれ対応方針１、２のとおり対応をさせていただいております。

簡単ではございますが、報告１の説明は以上でございます。

野原会長 ご報告どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の報告事項に関して、委員の皆様から何かご質問やご意見等がございましたらお伺いしたいのですが、非常に、大変申し訳ないんですけど、私のほうから見えない部分がございますので、もしございましたら、挙手していただいた上で、事務局のほうで指示していただいてご意見いただくという形にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会場のほうはいかがでしょうか。

どうですかね。実は、本日の審議事項にこちらの報告事項も絡む内容になっておりますので、もし、後ほどの審議の中でご意見がございましたら、そちらでいただいても構わないかなと。

では、ここに関してはよろしいでしょうか。

西山（徹）幹事
野原会長

会場のほうは、現状挙手はございません。

では、報告は以上ということで。

先ほども申しましたように、もし何かございましたら、後ほど議題の中でご意見をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番の審議に入りたいと思います。

まず、大田区長より大田区景観審議会会長、私宛てに令和6年11月6日付で議案が2つあります。まず第一号議案、大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）についてということで諮問がなされましたので、こちらを議案とさせていただきます。

それでは、事務局のほうより諮問文の朗読をよろしくお願いいたします。

西山（徹）幹事

それでは、事務局のほうから諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただきました、資料2と記載しております諮問文の写しのほうをご覧ください。

第一号議案、大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）について。

大田区景観条例第24条第3項第1号及び第2号の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上でございます。

野原会長

ありがとうございます。

では、この議案を上程させていただきたいと思います。

まず、幹事より議案の内容の説明のほうをよろしくお願いいたします。

西山（徹）幹事

承知しました。では資料につきまして、担当のほうより説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、報告1に引き続き、大森八景坂景観形成重点地区の追

加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

本件に関しましては、令和５年１１月１３日に開催いたしました第１６回景観審議会及び令和６年２月１４日に開催いたしました第１７回景観審議会において骨子案を、そして令和６年８月９日に開催いたしました第１８回景観審議会におきまして、住民説明会やパブリックコメントを踏まえ修正を行いました素案をご説明させていただきます。

本日は大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）の諮問となりますが、これまでにご説明させていただきました内容から大幅な変更はございません。また、報告１、前回審議会の振り返りにおいてご説明いたしました内容につきましては、この後の説明の中で触れさせていただきます。

なお、前回の景観審議会においてご説明させていただきました素案につきましては、東京都景観計画を所管する東京都都市整備局緑地景観課への意見照会を行っております。また、景観法第９条第８項において準用する同法第９条第２項の規定に基づきまして、景観計画の変更について、大田区都市計画審議会への意見聴取を行っております。

東京都都市整備局緑地景観課への意見照会及び大田区都市計画審議会への意見聴取につきましては、いずれも本案のとおり変更することが適当である旨の回答を得ていることを申し添えます。

それでは、右上に資料４と記載のある資料のまずは表紙をご覧ください。

こちらの表紙におきましては、今回の大田区景観計画の変更に際し、修正・追加する概要を示しております。この表紙に示すように、今回の景観計画の変更点は大きく次の４つの項目となります。

１つ目、景観形成重点地区における景観形成：大森八景坂景観形成重点地区の追加指定、２つ目、市街地類型、景観資源における景観形成：大森八景坂景観保全誘導区域の追加指定、３つ目、景観資源（坂道）の追加指定、４つ目、景観重要公共施設の追加指定、以上の４項目が主な変更点となります。

続いて、表紙の裏面をご覧ください。

前回審議会でのご指摘に基づき、表紙の裏面及び次ページに記載をしております修正・追加部分一覧の表の構成を見直しました。

具体的には現行の大田区景観計画を修正した部分と、今回新たに景観計画に追加する部分を異なる色で表現することや、現行の景観計画の該当ページと、今ご覧いただいている本資料におけるページ、そして修正・追加の主な内容を記載することで、読み手の方が分かりやすいよう整備をさせていただいております。

続いて、資料の下部の中央に青丸で 6 と記載されているページをご覧ください。同じ内容を i P a d でも表示しております。

今回、大森八景坂エリアを景観形成重点地区に追加指定することによりまして、当該地区において建築物の新築増築等を行う場合につきましては、全てが届出の対象行為となります。

また、工作物の新設、増築、改築等や開発行為などを行う場合につきましても、表に記載の規模以上の行為が届出の対象となります。届出制度により、大田区と届出者や設計者等が景観事前協議や行為の届出の 2 段階の手続を通じまして、良好な景観形成を図っていくことを目指しております。

続いて、大森八景坂景観形成重点地区の追加指定について説明いたします。

資料の下部中央に青丸で 14 と記載されているページをご覧ください。

こちらは 14 ページから 24 ページまでが、大森八景坂景観形成重点地区として新たに大田区景観計画に追加する内容となります。

まず、14 ページに示すとおり、本地区の景観の特徴を踏まえまして、大森の玄関口として地形や歴史、文化を生かした人が主役の景観づくりを景観形成の目標として定め、景観誘導を図ってまいります。本地区の景観の特徴については、次のページに写真を掲載してございます。

続いて、17 ページをご覧ください。

本ページには大森八景坂景観形成重点地区の方針図を示しております。方針図を用いて、本地区の景観形成の方針や大森八景坂景観

保全誘導区域、景観資源（坂道）の追加指定等について説明をさせていただきます。

まず、方針図において、赤の一点鎖線で囲んでいる区域が大森八景坂景観形成重点地区となります。区域の範囲は八景坂のうち、補助第 28 号線、通称、池上通りの事業区域沿道を対象とし、道路西側につきましては、商業地域の指定範囲である八景坂沿道 20 メートルの範囲、東側は線路中心までの区域といたします。ここでは歩いて楽しめるにぎわいのある景観づくり、多様な町並みの情景がつながる景観づくり、崖線上からの見え方に配慮する景観づくりを行ってまいります。

次に水色の一点鎖線で囲んでいる区域が大森八景坂景観保全誘導区域となります。赤色の一点鎖線で囲んでいる景観形成重点地区と連続する北側と西側のエリアを対象といたしまして、景観保全誘導区域を定めます。ここではおおむね大森八景坂景観形成重点地区の背景となる崖線の地形や緑の保全、八景坂等からの見え方に配慮してまいります。

続いて、黄緑色の一点鎖線で囲んでいる景観形成重点地区及び景観保全誘導区域を囲む全体エリアにつきましては、豊かな地形や緑の保全、歴史・文化が調和した景観づくり、地形の関係性や眺望に配慮した景観づくりを進めてまいります。

また、景観形成重点地区の区域内では、池上通り及び大森駅西口広場の整備が予定されております。これらを含む公共空間においては、大森八景坂地区の顔となるような空間デザインを目指し、周辺市街地との一体化やヒューマンスケールを感じられる空間作りを目指してまいります。

以上の方針に基づき、大森八景坂景観形成重点地区における景観形成基準を定めます。

続きまして、19 ページをご覧ください。

本ページには、大森八景坂景観形成重点地区における景観形成基準を示しております。

例えば、景観形成重点地区内の建築物の建築等においては、配置、高さ、規模、形態・意匠・色彩、公開空地・外構・緑化について基

準を定めております。前回審議会でご指摘いただきました広告物に関する内容について追記を行っております。

続きまして、20 ページをご覧ください。

20 ページ及び、次ページ 21 ページには、19 ページ、先ほど説明いたしました景観形成基準を実際に適用した際のイメージをイラストで表現をしております。17 ページにおいて示す景観形成の方針。すみません、22 ページ、次をご覧ください。

22 ページには、公共空間、道路・広場の景観イメージを示しております。17 ページにおいて示す景観形成の方針に基づき、池上通りや大森駅西口広場では、大森八景坂地区の顔として質の高い空間デザインや豊かな緑の創出、周辺市街地との一体的な空間づくり等を目指してまいります。

続いて 27 ページをご覧ください。

27 ページには、本地区における色彩基準を定めております。本地区において、建物 2 階以下と 3 階以上を分けて色彩基準を定めております。3 階以上の中高層部につきましては圧迫感を感じさせることのないよう、緑と調和した落ち着いた色合いとし、外壁に使える色は現在の大田区景観計画の色彩基準よりも厳しいものとしております。2 階以下の低層部につきましては、駅前としてのにぎわいを創出するため、基本色の無彩色につきましては明度の上限を定めませんが、そのほかは現在の大田区景観計画で定めている色彩基準のままとしております。

続きまして、29 ページをご覧ください。

本ページは景観重要公共施設の整備に関する事項について記載をしております。

景観重要公共施設とは、景観法の規定に基づくものであり、景観計画区域内の景観上重要な道路や河川、都市公園等の公共施設に関して、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を景観重要公共施設として景観計画に位置づけることができ、景観重要公共施設として定められた公共施設につきましては、景観計画に即して整備されることが義務づけられるということが景観法に定められております。

今回の景観計画の変更、具体的には大森八景坂景観形成重点地区の追加指定に伴いまして、本区域内において整備される公共施設のうち、管理者が大田区ではない池上通りにつきましては、管理者である東京都建設局と景観事業公共施設への位置づけに関し協議を行いまして、このたび同意がなされましたので、本ページに記載のとおり池上通りを景観重要公共施設に追加いたします。

池上通りを景観重要公共施設に追加指定することにより、本区域内において大田区が設計整備等を行う大森駅西口駅前広場や沿道の商店街等と東京都が整備管理を行う池上通りの親和性や一体性により一層努めるとともに、ゆとりのある歩行者空間の形成を図ってまいります。そして東京都とともに、池上通りや大森駅西口駅前広場といった公共空間が大森八景坂地区の顔となるよう、将来のまちづくりを見据えた質の高い空間デザインや豊かな緑の創出を図ってまいります。

最後に、今後のスケジュールについてご案内させていただきます。

本日の答申を踏まえまして、大田区景観計画の変更及び建築物景観ガイドライン、色彩ガイドラインの改定を進めてまいります。大田区景観計画変更案の決定・告示は今年の12月を予定してございます。告示以降、大田区の区報やホームページにて周知を行いまして、令和7年の1月に大田区景観計画の変更を施行予定でございます。

資料4の説明は以上でございます。

なお、資料4の主たる事項をまとめた概要版については資料3としてご用意しておりますので、こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

野 原 会 長
西山（徹）幹事
野 原 会 長

以上でよろしいですか。

事務局からの説明は以上となります。

ご説明のほう、どうもありがとうございました。

ただいま事務局からございましたとおり、第一号議案に関して、最後に審議といたしますか、採決をしていただきたいと思いますけれども、その前に最終的な確認をさせていただきたいと思います。

内容に関しては、この数回ずっと重ねてきた内容をまさに取りまとめた形にはなっておりますので、新たな大きな変更というよりは今までの取りまとめだと思いますが。

確認としましては皆さんのお手元のところに、対面の方は元の景観計画というか、今の景観計画の冊子があるかと思えますけれど、青い太い冊子ですね。この部分に関して、基本的には今日の資料４の２ページ目といいますか、裏面、１ページ開いていただきますと修正・追加部分一覧とございまして、これは全部今ご説明いただいた形になりますが、白い色のところというのは今の景観計画の文言といいますか、景観計画の部分を部分的に修正するような内容になっております。

景観形成誘導のイメージのところには、景観保全誘導区域が今回設定されているんですけど、これは今回初めてじゃなくて実は洗足池区域にもあったんですが、洗足池も実は追加で足されていることもありまして、元の景観計画にはあまり明確には記載されていなかった部分を追加で文言を足した部分と、あとは景観資源とか市街地類型のところ今回の変更によって足された部分というのがあるということですね。

資料４の１４から２４が今回の景観形成重点地区になりまして、丸ごとこれは追加になるんですけど、恐らく洗足池と同じように追加ペーパーといいますか、そういう形で足される部分になります。

今度、また残りの部分は、今度、色彩に関して追加・追記がございますので、改めてこちらの方の景観計画のほうの文言が修正されるということになっております。

では、こちらのご説明等に関しまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、恐れ入りますが挙手で、事務局からの指示があった後にお名前いただいてご発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

西山（徹）幹事
杉 山 委 員

杉山委員、ご意見がございます。
杉山でございます。

公共空間のところで、資料４の２２ページ、でございます。八景坂において、道路上に設置される道路付属物や占用物等については、

沿道商店街との調和やデザインの一体性に配慮しますというのと、道路拡張や無電柱化などにより見通しよくというように無電柱化が進むんだなというふうに思ったりもしております。

実はほかの自治体で、東京都の建設局の電柱の変更みたいところで、ダークブラウン指定がすごく悲観されることになっておりまして、全部地下化が進めばいいなと思ったりしますけれども、ダークブラウンってすごく難しくて、連立していると視界を遮るみたいな形のできになっちゃったりするんです。

本当に高さとか太さとかそういったような工夫がされればいいんだけどあなんていうことで、その検討がおろそかになっている自治体というのが最近見られるようになりはじめたかなという心配があります。

でも、こちらではこういうふうに 22 ページで無電柱化が進むんだろうけど。でもほかの道路付属物や占用物についてというのをちゃんと見ていただけるといいなあと考えていまして。

23 ページに工作物については煙突、鉄柱というのはあるけど、電柱とかもうちょっと小さい道路の付属物みたいな、そういったような工作物の種類のところにそういうのは一応入れておいた方がいいんじゃないかなという気持ちが改めてしているんです。

これまでの打合せのときには、もう絵が大変優れていたもので、いい通りになるなと思っていたものですから、全然気にしていなかったんですが、他の自治体でそんなことが気になって、その辺の確認をさせていただきたいというのが一つです。

それと、色に関し一つだけお願いします。

強調色というのがこの資料 3 のところで、強調色というのは無彩色、ニュートラルは何の指定もないですね。そして明度に関してはどちらも強調色の指定がなく、彩度だけ言っているんですけど。

実は、この図、外壁の裏、A 3 のとじてある一番最後のページ、こちらの図、外壁の各面積の 5 分の 1 以下というこの図を見ると、5 % って今オレンジが参考例として塗られていますけど、5 分の 1 以下だと、これは壁面全部がオレンジというのもオーケーなんですよ、実は。

このぐらい塗ってもよくて、なおかつニュートラルで真っ黒なんというのは、ここにべたっとこんなに塗ってもオーケーという数値なんですよね、実はね。

だから、強調色という言い方が、最近、強調色もここで言っている昔のアクセント色 21 以下、20 分の 1 以下、5 % 以下というのが割合一般化しはじめていて、この辺りを私も全然気がついていなかったんですけど、皆さんの感想というか、ご検討いただけたらいいなと。

この絵がきれいにできているのでオーケーみたいに見えますけど 5 分の 1 ってすごいですよね、20% って。これは大丈夫みたいなのが改めて心配になってきまして、今までいろいろパースというか立面図なんかをきれいにまとめていただいていたので、全く私も気づかずきたりしておりました。

さっきの電柱なんかも、今までそんな問題は全然起きていなかったもので、グレーを中心になっていたもので、写真上では何の問題もなかったもので、けどこういうちゃんと規則集みたいになってきたりすると、そんなこと書かれていないだろうと言われてしまうと、ちょっと困ったなあなんていう、そんなことがあります。

本当に今さら何を言っているんだというのは大変承知しておりますけれども、今さらながら、もう少し考えてもよかったかなとか、特にここの八景坂はやっぱり皆さんで熱心にやっていかれると思いますので、改めて確認です。それからまちづくり協議会みたいな皆さんがやっていらっしゃっていたから、その辺りで話題にならなかったかどうかとか、再確認をさせていただきたいと思います。

以上 2 点、長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

野 原 会 長 ありがとうございます。

事務局のほうから回答をお願いします。

西山（徹）幹事 では、事務局のほうからご回答させていただきます。

1 点目でございますけども、まず、22 ページ、23 ページの公共施設に関しまして、22 ページは公共施設の言及ですが、23 ページはまたちょっと別の工作物というところの話題となっておりまして、実際はまた一つの区切りとして話題がまた別の話となっておりまして、

一つ目の 22 ページの無電柱化の部分に関しまして、現状、改めて方向性というのをしっかり示しているところでございますけども、これは都道の中の整備となつてございますので、こういった方針を基に大田区と東京都と引き続き協議をしてきてまいりたいというふうに考えてございます。ただ、貴重な意見としてしっかり受け止めさせていただいて、都の協議に臨んでいきたいというふうに考えてございます。

2 点目でございますが、色彩に関しましても先ほど杉山委員のほうからお話がありましたこの A 3 横の 4 ページ目の資料に関しまして、特に危惧なさっていましたアクセント色ですね。この激しい色といいますか、こういったものに関しましては、今、20 分の 1 という表現はしているんですけども、下のほうに米印で一言言及がございます。

これまでも、全体の部会であつたり専門部会でもしっかり協議させていただいたところではあるんですけども、今回の景観形成重点地区、一番重要な部分、こちらに関しましてはこのアクセント色は使えないとしっかり明記してございますので。

改めて強調色に関しましても 5 分の 1、20%、この辺りも、こちらでも再度、明度をしっかり、これまでも東京都の基準もきちんと我々が確認させていただきましたし、専門部会でも色彩のほうをしっかりとご協議させていただいたというふうに認識してございます。

改めて、例えばですけれども今回の 2 階以下、あるいは 3 階以上といった形で明度、彩度、あるいは基本色も含めて使える色というのは非常に限定しているところでございます。

こういった意味では、3 階以上に関しましては明るめの色を中心に使っていただくというところもございまして、そういった意味では街並みとして、あるいは一つの商店街のにぎわいをしっかり生みながらも、圧迫感のない建物を連続させていく、こういったことを意図で考えてございますので、我々としては問題ないというふうに考えてございます。

杉 山 委 員 基本色はよく考えたんですよ。私も考えて数字見てきましたけど、強調色 5 分の 1 が、これは全部上までできてしまうんだなというのが、

改めて、強調色 5 分の 1 だったんだなという。最近つくって改正しているところは大体、20 分の 1 に減らしていたりするので。基本色はよく考えられて、本当にこれでいいなと思っていて、それがほぼ 2 階、3 階、3 階以上はみんなこれだなと思い込んでいたものですから、この強調色が上まで来るかというのが不安に感じています。

ただ、協議のときにちょっと配慮しようねということができるのであれば。

思えば、最近、白黒みたいなマンション、ビルとかすごくある不動産屋さんでも増えてきているので、具体的な協議をアドバイザーでやっていくときに必ず出てくるんです。だから今までなかったのは、あんまり八景坂にそういうところが入り込んでいないのもあったんですけど。今後どうなるかなというのが心配です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

確認ですけど、ほかの重点地区でも大体同等な感じなんですか。強調色の基準って。

西山（徹）幹事 ありがとうございます。

お手元のほうに、こちらの黄色い冊子の大田区の色彩ガイドラインというものがございます。こちらを開いていただきまして、2 ページ目、右側のページですね。こちらのほうご覧ください。

改めまして強調色というのが、ほかのエリアでも同様に 20% という形で、大田区全域で現状重点地区を含めて使っている状況でございます。

様々な、大田区はキャラクターを持っているまちでございます。大きな台地部から臨海部まで、あるいは住宅地から工業地等も含めて様々なエリアをこういった 20% の基準でもって指導しているところでございますけども、これまでも運用上、特に景観上で特に大きなといいますか、陳情であったり、そういったことはございませんので、引き続き、先生のお話も今いただいたところでございますので、今後の計画改定の際だとか、そういったところにもしっかりと意見として我々も課題として認識したいというふうに考えてございます。

ただ、現状では大きく問題になっていないというふうに我々も認

識してございますので、引き続きこの形でまずは進めていって、今後の計画に役立てていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

そういうことですので、他の重点地区も同様にこのようなこともあるということで、ぜひ実際の協議をやるときにはこの辺が留意点になるということは確認しておいていただきつつ。

やっぱり普通、基本のアクセントとか2種類だと思うんですけど、三段階入ってさらに強調色が5分の1あるというのは結構大きいなというのがありますので。

それはここだけの問題じゃなくて、景観計画全体に関して今そういう構造になっているということだと思うので、また今後、そういう課題がもし見えてきたりしたときにはぜひその辺もまた検討をいただいて、問題があるかどうかチェックしていただくということなのかなというふうに思いますので。

その辺りも含めて、今後の検討事項、課題として留めておいていただければと思いますが、いかがでしょうか。

西山（徹）幹事 事務局のほうでしっかり受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

野 原 会 長 どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

西山（徹）幹事 二井委員からご意見がございます。

野 原 会 長 お願いします。

二 井 委 員 二井です。

今回の景観審議会の事前の案内でも、触れられていたのですけれども、今回、大森駅の西口広場を景観重要公共施設から外したということについて、変更してほしいということじゃないんですけど、できれば、今日説明がなかったのも、どうしてそういうことになっているのかということも改めて補足していただけたらなというふうに思うのが1点目です。

それから、例えば20ページとか21ページとか、あるいは12ページとかの図のところなんですけれども、今まで、本当に細かいと

ころなんですけど、現在の大田区の景観計画の、例えば引き出し線というのはマゼンダみたいな色になっていて、黒丸がついていないとか、もともとの冊子でつくってきたルールがあると思いますので、今回改訂するところだけ、例えば黒線の黒丸つきとか、ルールを変更せずに、体裁の問題なんですけども、今まで景観計画でやってきたルールでやってもらいたいなというふうに思います。

それから、これは色彩とかいろんなデザインの話をしていますので、例えば 20 ページの上の点線の矢印の色と下の赤丸で囲っている色が微妙に違うみたいなのに何か意図があるのかとか、こういう体裁のところ、あとフォントのサイズとかも微妙に違うのではないかと思うようなところがあったりとか、ぜひ、最終的に確認いただきたいなというお願いです。

野 原 会 長 事務局、いかがでしょうか。2 点お願いします。

西山（徹）幹事 回答させていただきます。

まず、2 点目のほうから回答させていただきます。

こちらは二井委員からご指摘のとおり、現在の変更案につきましては体裁が整っていない部分が確かにございますので、今ご指摘いただいたご意見等を踏まえまして、これまでの景観計画の記載と合わせる形で修正のほうをさせていただきたいと思います。

続きまして、1 点目のご質問で、今回、景観重要公共施設に大森駅の西口駅前広場を指定しない理由についてということでご質問をいただきました。

こちらにつきましては、簡潔に申し上げますと法律の規定に該当しないためというのが回答になります。具体的に申し上げますと、大森駅西口駅前広場は道路法上の道路ではなくて、条例のほうを制定いたしまして駅前広場という形で今後整備をする交通広場という形で今後整備をする予定となっております。

景観重要公共施設については先ほども申し上げましたが、景観法に規定されている位置づけとなっておりまして、景観法には道路法における道路とか、河川法における河川という公共施設が景観法における景観重要公共施設として位置づけることが可能になっておりまして、今回、当初は駅前広場についても重要公共施設に指定をし

たいというふうに考えていたんですけれども、この駅前広場については景観法に規定のない交通広場というような位置づけになるため、結論としては重要公共施設に位置づけることができないということ、一応、国交省のほうにも見解を確認させていただいて、大田区と同じ見解ですという回答もいただいております。今回は駅前広場を重要公共施設には指定できないというような結論とさせていただいております。

ただし、重要公共施設には位置づけることはできないんですけれども、この駅前広場については大田区が今後、設計や整備、管理をしていく公共施設になりますので、重要公共施設に位置づける池上通りと変わらず、大森駅西口の顔となるように一体的な整備を図っていくというところは、今後、区としても積極的に行ってまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

二 井 委 員 ありがとうございます。

僕はそこでよく分かったんですけど、その他の交通広場にする理由は、にぎわいのために建築物とかを造ったりする可能性があるということということですのでよろしいですね。

須 貝 幹 事 拠点整備第一担当課長の須貝と申します。

二井先生がお話のとおりで、今後、広場のデザインとかそういうものを検討していく中で、にぎわいのスペースとしてつくってきたいという思いがあります。

その中で建築物等の可能性も含めて考えていくものとしてございますので、道路ではなくて広場にしております。

二 井 委 員 分かりました。ありがとうございました。

野 原 会 長 やり取りは大丈夫ですか。

すみません、今の話に関連することがあります。

22 ページの先ほどの八景坂、公共空間の景観イメージの中の八景坂の部分の2 ポチがあるんですけど、沿道の商店街等、民間施設との親和性、一体性に努め云々とあるんですが、今の話も関連しますと、隣接する場合、公共空間もあり得るなどと思うんですけど、例えばここに公共空間等というのと足すというのはありえますでし

ょうか。

イメージとしては上と下、隣同士ですので、隣同士も含めて仲よくやりましょうということでもあるんですけど。

西山（正）幹事 まちづくり推進部長です。ご意見ありがとうございます。

この 22 ページの記載ということで、今、野原会長のほうから八景坂の部分の 2 ポチ目ということでお話をいただいて、ここに公共空間ということでした意見だと思いたいますが、こちらの一番上のタイトルのところに公共空間ということで、道路・広場を含めたということで、見出しの中でこういう形で公共空間を含めたイメージということでやっておりますので、その上で 2 ポチ目の表現にしているという、前提としてそういったものを要素として含んでいるという考えで整理しているところでございます。

野原会長 それは、公共空間で扱うところが二つ、道路と広場ですよとっているだけであって、要はお互い隣同士連動しましょうとっているわけじゃないと思うので、ぜひ、隣合う場所とかそういったところは一体的に親和性を高めてやっていきたいと思いますというときに、隣の対象として公共空間も含まれてもいいんじゃないかという、そういう意見なんですけれど。

事務局 事務局から回答させていただきます。

資料 4 の 29 ページ、景観重要公共施設に関する整備についての記載のページをご覧ください。

池上通りについては景観重要公共施設に今回追加をする予定です。こちらのページには池上通りの整備に関する事項が書いてあるんですが、一番最後の文章に、これらを踏まえ沿道の商店街等との親和性、一体性に努めるというところで、ここの「等」には当然、大田区が整備する公共施設である駅前広場も含まれていますので、今後、池上通りについての協議を東京都さんで行う際に、民間施設に加えて公共施設についての親和性、一体性というところも考えながら協議のほうを進めていくというところで、現状、このままの表記でも問題ないかなというふうに認識おりますが、いかがですか。

野原会長 29 ページも、本当はそれも言おうかと思ったんですけど、それは等で何とかなるかなと思ったんですけど。

22 ページのほうが要は民間との一帯をやりたいと書いてあるんですけど、公共空間同士に対しては触れられていないので、公共空間についても一緒に考えていきたいと思います。実際考えると思うので、何か特に大きな問題はないんじゃないかと思うんですけど、加えるのは難しいですか。

事務局 確かに公共施設についての言及は可能であれば書いておいたほうが好ましいと思いますが、東京都にも確認をして、可能な限り対応させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

野原会長 ご検討ということで、最後にまた体裁を整える部分があると思いますので、確認だけいただければと思います。

事務局 はい、承知しました。

野原会長 ほかにご意見ございませんか。

濱福委員 まず1つ。

このイラストの色はすばらしい色なんだけど、先ほど杉山委員が言われているように全体的にどのような色になるのかなと。それが我々には分からないんで、暗っぽい色になるのか、ここに書いてあるように明るくする形なのか。

それともう一つは、無電柱化と、これはやっぱり歩道の関係でできるところとできないところありますよね。現状を見てみると、それだけ歩道ができるのかなと、現状のところを見てね。

これも東京都と話してみるというふうに言われていますが、先ほどの話の中で、やはり法律の中で一つずつやっていくとなると、ここだけが特定化するというような形にならないというふうに思うんですが、そういうところも東京都と話し合ってできるんですかね。

以上です。

野原会長 はい、よろしくお願いします。

須貝幹事 この池上通りの部分は、都市計画道路という都市計画法に基づく道路になっていまして、その主な内容としましては、拡幅整備になっています。なので今回、事業認可というものを取得して、今後道路を広げていく段階になっています。

なので、今3メートル程度の歩道しかありませんが、それを概ね

5メートルに広げるということをしていきますので、無電柱化できるというふうに考えてございます。

西山（徹）幹事　もう1点の色彩に関しましても、これは今回チャートまで、今後、このガイドラインというのを今回の八景坂専用にもたしたためているところではあるんですけども、一つご参考までに。

先ほどの黄色い冊子のほうの、例えば、5ページとか6ページ、こういったチャートを基に、この範囲を今回の重点地区として使っていただくことは可能ですと、しっかりお示ししていくところでございますので、そちらのほうを合わせてご覧いただくような形になっております。

先ほどのA3のペーパー、一部ご紹介はしているところではあるんですけども、全色彩に関しても、こういったチャートをしっかり示してまいります。

野原会長　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。大体、よろしそうですか。

じゃあ、私から。中身じゃなくて告知等に関する確認を1点させていただきます인데요、まず今日お配りいただいた資料3というのは、今回のこの審議会用の資料になりますか。これは公開されないのでしょうか。確認です。

事務局　資料3については、景観審議会用の資料として今回作成をしておりますので、会議の冒頭に説明させていただいたとおり、本日の議事録と合わせて、本審議会の資料については全てホームページで公開をいたします。

野原会長　審議会の今回の議題の資料としてまず載るということですね。

事務局　はい。

野原会長　景観計画の変更の部分で載るんじゃないかと。

事務局　景観計画の変更についてのホームページ等につきましては、現在検討中ではございますが、資料4のみですとなかなかボリュームもあって分かりづらい部分、読み手にとって少しハードルが高い内容になってしまう可能性もありますので、こういった概要版の掲載については今後も検討していきたいと考えております。

野原会長　最後語尾が、すみません、こちらで聞き取れなかったんです。

事務局 資料3の掲載も前向きに検討していきたいと考えております。

野原会長 はい、分かりました。

あと、実際は冊子はできちゃってしまして、なかなかそれを変えるのは難しいということだと思うんですけど、ほかの変更部分に変更された景観計画の方針の部分がホームページに掲載され、かつ、この14から24が足されるというんですけど、これも別途、重点区域が増えましたということで、増えた部分はPDFか何かの状態でホームページに載るといふ、そういう理解でよろしいですね。

事務局 ご認識のとおり、今回変更ですとか修正、追加する内容については、全てホームページで公開をする予定です。

内容につきましてはこの資料4のとおり、こちらを少し先ほどご指摘いただいた部分、修正を踏まえまして、ブラッシュアップしたものを公開予定でございます。

野原会長 ありがとうございます。

ぜひ、どこが変更されているのかが分かるようにホームページ上でも告知というか、お伝えいただけるといいと思いますので、そこをまたご検討ください。

事務局 はい、ありがとうございます。

また、公開の前には、皆様にも事前に周知のほうさせていただき、何かご意見等あれば反映できるように、こちらも努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

野原会長 ありがとうございます。

では。

西山（徹）幹事 現状、特に会場ございません。

野原会長 では、皆様ご意見ありがとうございます。

最後、審議しないといけないんですけど、体裁とか非常に細かい文言の部分というのは、修正しなきゃいけない部分もあるかもしれませんが、それは大変申し訳ないですけど、もしよろしければ、会長、私のほうにご一任いただいて、体裁とか細かいところを確認するというのは前提にはなるんですけど。

全体をお伺いしまして、大きな問題というのはないというふうに判断させていただきましたので、もしよろしければここで審議をお

諮りしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

よろしいですかね。すみません、見えないので。

では、先ほどの第1号議案となりますが、第1号議案については諮問のとおり定めることが適当であるという旨を、先ほど細かいところはありますけれど、答申としてさせていただきたいというふうに思いますが、こちらでよろしいでしょうか。

(異議なし)

野 原 会 長 異議なしということでしたので、第1号議案については諮問のとおり定めることが適当であるという旨を答申させていただきたいと思います。

繰り返しになりますけど、こちらの非常に細かい文言の部分と体裁に関してはこちらのほうで確認させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、もう一つの審議がございますので、こちらに配付させていただきたいと思います。

同じく、大田区長より大田区景観審議会会長宛てに令和6年11月6日付で、この第2号議案、第4回大田区景観まちづくり賞の受賞候補の決定についてという項目が諮問されましたので、こちらを議案としたいと思います。

それでは、事務局のほうから諮問文、今度資料5になります。こちらの朗読をよろしくお願いいたします。

西山(徹)幹事 それでは、事務局のほうから諮問文の朗読をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました資料5、こちらのほうに記載されております諮問文の写しをご覧ください。

では、朗読させていただきます。

第2号議案、第4回大田区景観まちづくり賞の受賞候補の決定について。大田区景観条例第24条第3項第3号の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上でございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。では、この議案を上程させていただきたいと思います。

まずは、事務局幹事より議案の説明のほう、よろしくお願いいたします。

します。

西山（徹）幹事 では、事務局のほうから資料につきまして、担当のほうから説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局 都市計画課計画調整担当の松山と申します。

第4回大田区景観まちづくり賞の受賞候補の決定について、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

初めに、右上に資料6と記載されているA4縦、ホチキス止め、両面刷りの資料1ページ目をご覧ください。

景観まちづくりへの関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進するため、4年ぶりに第4回となる景観まちづくり賞を実施いたしました。第3回に引き続き、地域の個性が感じられる、あるいは魅力的な景観形成に貢献しているものを対象とした街並み景観部門及び区民・団体・事業者等が取組む、魅力的な景観形成に貢献している活動を対象とした景観づくり活動部門の2つの部門において、募集を行いました。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

第4回においては、新たな手法を含む広報を行い、応募件数の増加を図りました。また、新たに「大田区みどりの条例」に基づく、「緑化完了届」が提出された建築物であり、優れた緑化計画を行い、特に周辺地域の環境と景観の向上に資するような優れた緑化が行われたものを対象とした、みどりづくり部門を新設し、3つの部門において審査を行いました。

募集及び審査過程について説明いたします。募集期間は令和5年11月27日から1月26日まで、街並み景観部門32件、景観づくり活動部門は22件、みどりづくり部門20件の計74件の応募がありました。審査過程につきましては、令和6年3月22日から4月19日まで書面審査を行い、令和6年5月13日に、一次審査を行い、街並み景観部門9件、景観づくり活動部門9件、みどりづくり部門3件の計21件が審査を通過しました。

第1次審査通過案件について、6月12日、13日に現地調査を。また、6月下旬から7月上旬にかけて書面ヒアリングを行いました。

3ページをご覧ください。7月8日及び8月20日に第2次審査

を行い、現地視察及び書面ヒアリングを踏まえ、委員による意見交換を行い、第4回大田区景観まちづくり賞の授賞候補として、街並み景観部門5件、景観づくり活動部門3件、みどりづくり部門の1件の、計9件を選定いたしました。

第4回の選考委員は景観賞専門部会委員の皆様でございます。各委員の皆様には大変なご苦勞をおかけいたしました。ありがとうございました。

続きまして、選考対象です。応募総数は、街並み景観部門32件、物件数28物件。景観づくり活動部門22件、21活動団体。自他薦や種別の内訳は以下のとおりです。また、今回新設したみどりづくり部門については、地上部、建築物上、接道部の緑化率が高いものや、基準10㎡当たりの高木本数割合を算出し、面積や長さ、本数等の割合を合算し、上位であったもの等、計20件を選考対象として抽出いたしました。

4ページをご覧ください。審査結果はこちらに記載のとおりです。街並み景観部門は5件、景観づくり活動部門は3件、みどりづくり部門は1件の授賞候補が選定されました。

5ページ目をご覧ください。こちらは計9件の授賞候補の位置図となります。

そして、6ページ以降、授賞候補の概要を説明させていただきます。まず、景観賞専門部会、部会長の大澤副会長より、第4回大田区景観まちづくり賞の総評をいただきたいと思います。

大澤副会長、よろしくお願いいたします。

大 澤 委 員 景観賞専門部会の大澤です。

遠隔で申し訳ありません。それでは 街並み景観部門、景観づくり活動部門、みどりづくり部門、それぞれについて簡単に総評をお話ししたいと思います。

街並み景観部門に関しては、32通、28件の応募ということで、前回は45件ということでしたから、若干減ってはおります。

ただ、多くの応募をいただいております、実際応募いただいた内容、どういうものが多かったかというと、並木などの街路景観。あと公園、緑地、河川といったような水や緑を基調とした景観。さ

らには神社や土木遺構、古民家といった歴史的な景観。そして公共施設、マンション、オフィスビル、商業施設といった現代的な建物がつくる新たな景観づくりというものも多く見られました。

審査の結果として5件選ばれたわけですが、まず一つ目の大森ふるさとの浜辺公園というのは、東京23区内で初めての人工海浜公園ということもあります。大森海岸の自然風景を再生した意義というものが評価されました。さらには区民が参画して公園を行政と一体となって運営している点ということも評価されております。

そして、大田区立龍子記念館及び旧川端龍子邸に関しましては、日本画家の川端龍子の旧自邸、そして通りを挟んで位置する龍子記念館、これが一体的な歴史的景観資源として評価されております。

続いて、築145年の南馬込古民家改修につきましては、これは明治初期に完成した古い平屋の住宅なんですけれども、これをリノベーションして敷地を取り囲んでおりましたブロック塀を生け垣に取り換えるということで、まちに開かれた住宅に生まれ変わった点、これが山手の住宅街の街並みに新たな可能性をもたらすのではないかとということで高く評価されました。

続いて、マチノマ大森に関しましては、東邦医大通りに位置する商業施設なんですけれども、非常に緑化を積極的に施しておりまして、建物の壁であるとか屋上、さらには足元。比較的、殺風景になりがちな重工業地域なんですけれども、そこに新しい緑の拠点を造って、地域の人々の新しい居場所になるような点というところが評価されております。

最後の新参道テラスに関しましては、新参道の交差点前、池上本門寺の新参道交差点前に建つ集合住宅、マンションなんですけれども、その足元に設けられた広場的な空間となっております。この広場的空間にはベンチだとか緑、あと庭石というものを配置しまして、誰でもくつろげるような空間をつくる。さらに、それだけでなくて広場に面して1階部分には店舗を設けてにぎわいをもたらす、これが今後の新参道の街並み形成というものの規範になるのではないかとということも期待されて、受賞となりました。

このように選定された物件5件を見ていくと、点としての景観に

とどまらず、線であるとか面、周辺に波及する契機にもなり得るのではないかといったところに特徴があると考えられます。

続いて、景観づくり活動部門に関しましては、計 22 通、21 件の応募がありました。前回 6 件ですので、大幅な増加を見せております。ここは非常に大きな特徴となっております。

実際に応募のありました活動というのを見ますと、干潟、自然林の保全活動、地域の清掃、花壇の手入れ、公共空間を活用したイベント、お祭りの開催、緑・樹木の管理を通じた教育、啓発活動、こういったものに大別されました。様々な活動というものが区内で広がりを見せていることがうかがえます。

受賞団体、3 つですけれども、簡単にご説明いたしますと、羽田ふるさと再生プロジェクト、多摩川とびはぜ倶楽部に関しては、活動期間が 2 年と、非常にまだ短いものではあるんですが、自然観察会、環境保全活動、サマースクールなどの活動を頻繁に実施しております。こうした活動を通じて、干潟などの自然保全、再生への効果が期待できるとともに、自然環境の保全に関する啓発的な役割というものも評価されております。

2 つ目の蒲田東口おいしい道計画に関しましては、さかさ川通りにおいて定期的なイベントであるとか、清掃活動を展開しております。この大きな特徴といたしましては、道路といいますと、どうしても通行空間というイメージがありますけれども、単なる通行空間ではなくて、地域の人々にとっての居場所になるような空間として活用をする、そうした役割を果たしてきた点が評価されました。

3 つ目の呑川こども鯉のぼり祭に関しましては、これは小学生が作成しました鯉のぼりを年に 1 回、呑川に展示するという活動です。100 を超える鯉のぼりが川の上にはためくような様子が見られるわけですが、期間は非常に短い期間ではあるんですが、霊山橋～妙見橋間の無機質な呑川の景観に彩りを添えるという点が評価されました。今後の呑川の環境改善、景観の在り方を考える上できっかけとなることが期待されております。

ほかにも受賞からは漏れておりますが、様々なボトムアップによる地道な取組というのが各地で展開されておりますので、こうした

活動をより発展させていただくことが期待されます。

最後、みどりづくり部門、こちらは新しく今回、第4回で新設された部門ですけれども、先ほどご説明があったとおり、大田区におけるみどりの条例に基づいて整備された緑地を持つ建築物、これが対象となっております。

公募ではなくて、この条例に基づいて設置された緑を持つ建築物を区のほうで20件抽出しまして、審査会のほうで最終的に1件を選定しております。

受賞した、Canon Institute of Software Technology、これはCanonの研修施設ではあるんですけれども、ガス橋通り、そのガス橋通りといいますと、やはりケヤキ並木が特徴でありますけれども、そのケヤキ並木通り沿いにある研修施設、そのケヤキ並木と調和するということを意識して、建物をガス橋通りからセットバックさせて、そのセットバックした空間にケヤキを植えて、そのケヤキ並木との調和、連続性というものを確保しております。

そのほかにも緑がかなり豊富に植樹されておるんですけれども、適切な育成であるとか維持、管理ということにも配慮が行き届いているということで評価され、受賞となりました。

簡単ではありますが、総評ということで以上となります。よろしいでしょうか。

事務局 大澤副会長、総評についてご説明ありがとうございました。

続きまして、主要候補の概要を実際の写真とともに説明させていただきます。受賞候補については、8ページから16ページにおいて名称や受賞者、表彰対象の写真、概要及び表彰理由を記載しております。

本資料については、景観審議会用の資料として作成をしております。公開、周知用の資料として、第4回大田区景観まちづくり賞表彰紹介パンフレット案を作成いたしました。

右上の資料の7と記載されているA4縦、ホッチキス止め両面刷りの資料の表紙をご覧ください。表紙には、第4回の受賞候補である計9件について、各部門ごとに調査対象の写真を掲載しております。

す。また、表紙右下には今回の応募期間及び選考件数を掲載しております。

続いて、1 ページ目には賞の趣旨や審査方法等を掲載しております。

2 ページ目には、各部門の総評を掲載しております。

3 ページ目から 11 ページには、各受賞候補の概要や表彰理由等を掲載しております。

画面にお示ししている以上 9 件が受賞候補となります。なお、12 ページ以降には過去の表彰対象を掲載しております。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。本日の答申を経て、第 4 回大田区景観まちづくり賞の表彰決定を行い、令和 7 年 1 月中旬から下旬に開催を予定している表彰式に向け、準備を進めてまいります。

説明は以上となります。

野 原 会 長 終わりましたか。よろしいでしょうか。

西山（徹）幹事 事務局からの説明は以上です。

野 原 会 長 ただいまご説明、大澤副会長からも含めてございました。

第 2 号議案に関しまして、こちらも先ほどの議案、上程しましたので、最終的にご承認をいただくということで審議させていただきたいと思うんですけれど。

その前に今のご説明に関して質問やご意見等ございましたら、委員の皆様からお願いしたいと思います。先ほどと同様、挙手の上で事務局の指名によってご発言いただければと思いますので、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

西山（徹）幹事 杉山委員からご意見ございます。

杉 山 委 員 杉山でございます。

この案、資料 7 でございます。そのところの、この南馬込古民家改修なんですけれども、この写真って古いほうのブロック塀があるのと、新しいのというのが並んでいますよね。

でも、これ分りにくいんじゃないかなというのが、このブロック塀のほうは小さくしておいて、矢印で何かこう変わったよって表現するとか、何かぱっと見るとやっぱり、大澤先生の、部会長の総

評のところでブロック塀を外してとか書いてあるんだけど、この写真としては分かりにくいかなというのが1つ、ご検討いただくといいかなというのが。

間に合うかどうか、もう決まっちゃっているのかなという、もうちゃんと決まっているかなというのがあります。

それとね、もう1つだけ、ちょっとだけ気になるんですけど、2ページの総評なんですけど、街並み景観部門はブルーの四角、それから景観づくり活動部門が丸の赤ピンクみたいな感じですけども、それでみどりづくり部門が三角形なんですけど、この三角形が何ていうんでしょう、マイナスな感じというか、何か、でも色が見えにくい方のためには形も変えるというのは確かにいいアイデアなんですけど、三角形の形を少しくするといいのかな、何か皆さん、このアイデアが同じので色替えだと、色弱の方は見えにくいしねとかね、そのこのところ、このみどりづくりが寂しい。形がね。何かうまいアイデアがあればというのは皆さんにお任せなんですけど、そんな感じがいたしました。

以上、2点でございます。

西山（徹）幹事

事務局のほうからご回答させていただきます。

杉山委員にお話しいただきました1点目の街並み景観部門のほうの南馬込四丁目の写真のほうを改めて、もう少し分かりやすくと言ったら語弊があるかもしれませんが、旧のほうと新のほうと、比較だよというのをもう少し分かるように表現してまいります。調整をしていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

それから、あと同様に、この記号に関しましても四角、丸、三角、これも表紙をめくっていただいて左側の地図であったり、他の部分に関しましても同様に、地図上に落ちている記号ともリンクしているところでもありますので。

ただ表現上、もう少し改めて、色で表現するのか、それとももう少し形を調整するのか、これはそういったいろんな方に見ていただくという点もありましたので、あえて色だけでなく、形でもはっきり分かるというところも1つポイントかなと思っていたんですが、改めてもう少し記号の形状に関しましては調整を考えてまいります。

ご意見どうもありがとうございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。

パンフとしてはリノベーションでビフォアがあるから載せてはもらえると思うんですけど、やっぱり今のリノベーションした後の今がいいから評価されているとすると、何かいいところを写真としては出してあげるというのも1つの手かなと。ちょっと示し方も検討ください。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

西山（徹）幹事 川尻委員からご意見ございます。

野 原 会 長 お願いいたします。

川 尻 委 員 川尻です。

意見というか、審査結果がどうこうというような話では全くないんですけども、今回新しくみどりづくり部門ですか、これは20件の中から1つしかなかったというのが、結果が別にどうこうという話じゃないんですが、何かかなり少なくなっちゃっているなという、何かこの辺の状況というか、説明いただければありがたいかなと思います。

それともう1点は、このまちづくり景観の中でもほとんど、かなり緑とか公園とか、何かそういうのに関わっているものがすごく多いんですね。だから、それとこのみどりづくり部門と、できた経緯とか、そういうふうになっているんですけど、何かその辺がもう少し何か工夫できないのかなというのが、これは別に今回の結果に対してどうこうということじゃないんですけど、何かその辺考える必要があるのかなというのを思いました。

以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか、事務局。

事 務 局 回答させていただきます。

まず、2点目のほう、みどりづくり部門と、これまで既に現行の部門としてあった街並み景観部門、景観づくり活動部門の中にも緑が含まれている、そのすみ分けというか違いは何かという点から回答させていただきます。

今、ご覧いただいている資料7の表紙裏面、2ページ目の上段の

部分、ご覧いただきたいんですけれども、これまでも川尻委員ご指摘のとおり、街並み景観部門ですとか、景観づくり活動部門についても緑という内容は含まれておりました。

ただし今回、第4回で新設をいたしましたみどりづくり部門については、これまでの部門は、そのままとした上で、先ほどの説明にもあったとおり、これがみどりの条例に基づく届出があったものから選定をする部門という仕組みにしておりますので、区民等の方から応募がなくても、その届出の中から緑づくりに貢献をしているような良好な緑化計画等を表彰するということを今回、新設する目的として、今回新たに新設をしたということになりますので、そういった理由でこれまでの2つの部門とみどりづくり部門、それぞれ緑というところが含まれているというような回答となります。

また、1点目の20件のうち、今回表彰対象が1件という少ない数になった理由についてなんですけど、こちらについては、もし可能であれば大澤副会長から、専門部会での議論ですとか、その辺りを回答していただけたらと思っているんですが、いかがでしょうか。

大 澤 委 員 1つ目についてちょっと聞き取りにくかったんですけれども。すみません、もう一度お願いします。

事 務 局 今回、みどりづくり部門として20件が先行の対象になっているんですが、最終的に表彰対象はC a n o nの1件だけに至った経緯というか、なぜ1件だけだったのか、ほかに良い対象がなかったのか、その辺りをお伺いしたいというのがご質問になります。

大 澤 委 員 そうですね、今回みどりづくり部門、初めてということもありまして、なかなかどういう基準で選定していくべきなのかということでは議論になったんですけれども、もちろん1件だけではなくて複数の対象、20件のうち3件を現地視察しております。

その現地視察に絞り込む上で、特に一般的な緑の量というものは確保されているんだけど、景観として特出すべきものになっているのかというところで、なかなかそうは思えなかったものというのは、まず除外されております。

3件選ばれたもの、委員で現地視察したんですけれども、もちろんそれぞれ景観に寄与しているという面はあったんですが、ただそ

の中で外れたものを見ますと、外れたというか受賞から除外したものについては、緑は今、現時点ではしっかりと確保はされているんだけど、まだ植えたばかりで、実際緑が育ってきていないという面もあったり、あとこれが数年たったときにしっかりと管理されるだろうか、維持・管理されるだろうかというところがまだ分からないという面もありましたので、時間が経過して、それがしっかりと定着して景観になじんでいく、そういった段階でもしかしたら再び審査であるとか表彰の対象になり得るのかなという気はしますけれども。

いずれにしても、今回選ばれたものに関しましては、緑が景観に寄与しているということもそうですし、あと実際にそうした緑がしっかりと管理されている、どういう形でしっかりと維持するのかと、そこを考えられているという点が評価されました。

回答になっているか分かりませんが、以上です。よろしいでしょうか。

川 尻 委 員 分かりました。結果がどうこうという話じゃ全くないんで。

ただ、さっき言ったまちづくりのほうの緑の話と、こっちの緑、成り立ちの経緯は分かっているんですけども、そこを何か考え方というか、何かその審査基準的なものを何か整理しておく必要があるのかなというのは思いました。

大 澤 委 員 みどりづくり部門の審査の基準ということですか。

川 尻 委 員 はい、そうです。

大 澤 委 員 実際、そのみどりづくり部門の審査の視点といいますか。考え方といいますか、その点はしっかりと項目ごとに整理はしております。

その考え方、視点に基づいて審査を行っているということもありますので、その辺りも、もしかししたら審議会の皆さんにもお示した上で今後はやっていく必要があるのかもしれませんけれども、その辺り、事務局いかがでしょうか。

事 務 局 事務局から回答させていただきます。

今回、初めてみどりづくり部門を実施しまして、川尻委員ご指摘のような今後の課題といいますか、やってみて初めて気づいたことというところがありましたので、そういった内容については今後の

景観審議会の専門部会で振り返りですとか、今後どうしていくのかというところを検討した上で、方向性等が決まり次第、景観審議会場でご報告をさせていただきます、次回につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。よろしいですか。

今ありましたように、今回みどりづくり部門は初めてで、みどりづくり部門をつくる時も議論があった内容を踏まえておりましたので、ぜひ振り返っていただいて、今後どうしていくかというのをきっちり精査した上で、次回がまだあると思うんですけど、そのときに役立てていただきたいと思います。

西山（徹）幹事 会長すみません、押田委員から補足がございますので。すみません、今、挙手ございましたので指名をさせていただきたいと思います。

野 原 会 長 どうぞ。

押 田 委 員 よろしいですか、すみません、押田です。

私が緑のほうで専門で、みどりづくりのほうでコメントさせていただいたので補足させてください。

今回の、そのみどりづくり部門の対象点、基本的に新設の緑というのが対象になっておりまして、こちらの資料6の2ページ目の選定した部門の内容のところにあるとおり、優れた緑化計画を行いというところから具体例の緑化完了届けが提出される前というプロセスを対象にしているので、基本的に植えられてから二、三年のものがほとんどだったんです。

ですので、先ほど大澤先生のお話にもありましたように、やっぱりそもそも成長していないですとか、あと緑化計画書に書かれているものがそのとおりに成長していないものが結構ありまして、やはり今後の維持、管理によってどう転ぶか分からないものも幾つか散見されたので、経過を見てですとか、あともものによっては実は半分の緑化を完了しているんですけど、残りは今後緑化をするというところもありましたので、今後それがつながったときにどういう緑になるかというのも経過を見たいということがありますので、今回1

件のみとなっています。

ただ、私も危惧していたのが、おっしゃるとおりほかの部門でもやっぱり緑があると。また、新設で、もともと緑のストックが多いまちですので、今後は新旧様々な緑も含めた上で評価をできるんじゃないかなということを考えていけたらなと考えております。

すみません、補足でした。

野 原 会 長 ありがとうございます。

西山（徹）幹事 二井さんからご意見ございます。

二 井 委 員 まず今回、初めてのことで出てきて、率直に感じたこととして、何か多分みどりの条例のやつが面積とかで規定されていて、いわゆる街並みに同期をするように緑を植えてもらおうかというところまでは恐らくいっていないのではないかとということも感じました。

だから、この賞をやったきっかけを今、押田委員におっしゃっていただいたような賞を見る視点をどうするかというのと合わせて、できればこのみどりの条例のときにどういうリクエストを出していくのかというところに生かしていただけると。

単純な緑量の問題だけじゃなくて、これが街並みの魅力向上につながるような緑の植え方というリクエストも出してもらえるとすごくいいのかなというふうには感じました。

以上です。

西山（徹）幹事 ありがとうございます。

あと、事務局のほうから報告させていただきます。

我々のほう、区が取組としましてグリーンプラン、あるいはもうグリーンインフラ等、現在推し進めているところでございます。

まさに今おっしゃっていただいた、量だけでなく緑の質の部分に関しましても、我々今、しっかりと取組を進めていきたいというふうに関し動いているところでございますので、引き続き、今回の景観としての緑の表彰というのをきっかけに、どんどん事業者様が量だけでなく、質に触れていくことも一つのこういった表彰につながるんだ、こういったどんどん緑づくりの量だけでなく、少し質に関する意識の変化というか変更といいますか、そういった促しをしていきたいというところが大きな一つのきっかけであったとこ

ろでございます。

あわせて、みどりの条例、こういったところも引き続き、ブラッシュアップをしていきたいと考えてございますので、貴重なご意見どうもありがとうございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。

先ほどのとおり、以前から課題の部分もありますので、ぜひ振り返っていただいて、次に生かしていただきたいと思います。

あと、名前見ただけでは選考プロセスの違いが分からないので、その辺りが何か分かりやすく伝わるようになるといいかなと思っています。

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

大体、おおむねよろしいですか。

西山（徹）幹事 特にご意見等ないようでございます。

野 原 会 長 私のほうから２点だけ、確認させてください。

１点目は、今回、大田区さんの施設が街並み景観部門で多分受賞されていまして、それ自身は、以前もございまして全く問題なんですけれど、そのため受賞者というのを一応示さなくてはならないとなっているんですけど、実際には設計されている方とか、施行されている方とか、ここに関わっている方々、区じゃない方もいらっしゃるので、受賞者としては書かなかったとしても、何かぜひいろんな形で、そういう方々もこれを景観まちづくり賞に関わったということが伝わったり、その方々にそういう日が当たるような形を検討いただけるとありがたいなというふうに思います。これが１点目です。

もう１点が、先ほど授賞式、１月、２月にということで予定されているということでしたけど、以前ですと、そこに合わせてシンポジウムをしたりとか、要は告知というか、広げてやるいろんな検討があったと思います。

一番の課題は、景観まちづくり賞自身があまり知られていないとか、広く伝わっていないということがあると思うんで、ぜひ、せっかくですので、こういう賞があったことを広げてお伝えする在り方とか、仕組みみたいなものを今後、どんな形でも結構ですので、

何らかの形で広げていくことを検討いただきたいと思います。

西山（徹）幹事　　まず1点目でございますが、受賞者様の表現に関しましては、お話しいただいたとおり、今後表現に関しましても調整を図ってまいりたいと考えてございます。

事務局　　2点目の表彰式に合わせたシンポジウム等の開催があるかどうかという点につきましては、今回については表彰式のための開催を予定しております。

あわせて、周知につきましては大田区のホームページですとか、大田区で発行している区報という広報紙がございまして、そちらの一面に今回の景観まちづくり賞で表彰対象となった案件を大々的に掲載をさせていただきまして、広く区民の方々に周知のほうを図っていく、またジェイコムさんが作成されている広報の番組等にも、合わせて周知のほうをすることで、よりこの大田区の魅力、よい景観というところをいろんな方々に知っていただきたいと思いますというところで、そういった広報、手法を取る予定でございます。

野原会長　　今までも告知の努力はしていただいていると思うんですけど、なかなかまだまだのところもあると思うので、やっぱり工夫がいるなと思います。

今回、景観づくり活動部門、すごくたくさん活発に出していただいたんですけど、やはり街並み景観部門全体としては少しずつ減ってまいりまして、そういう意味で、やはりぜひ積極的に出していただく上でも、この賞そのものの存在というのを広くご理解いただく必要があると思いますし、あとどういったものがそういうふうになるのかという意味では、いろんなまたそういう景観まちづくりそのものをお伝えする、そういう仕組みといいますか、何か取組も大事かなと思いますので、引き続き、何かやらなきゃいけないということではないんですけど、ぜひいろんな告知や周知の方法について、工夫、検討いただきたいと思います。

事務局　　はい、ありがとうございます。

野原会長　　よろしいでしょうか。では、もしほかのご意見ないようでしたら、最後、この第2号議案についてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、この第2号議案に関しましては、諮問のとおり定めることが適当であるという旨を私のほうから答申させていただきたいと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。

(異議なし)

野 原 会 長 異議なしという声いただきましたので、第2号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨を私のほうから答申させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で2件の審議に関しては終了となります。

最後にお配りいただいた資料の一番最後と言いながら、私のほうにないんですけど、多分、歴史的風致に関する資料があると思いますので、そちらのほうを事務局のほうからご説明、よろしく願います。

深 川 幹 事 それでは、都市計画課長の深川から説明させていただきます。

予定の時間超過しておりますので、簡潔に説明させていただきますと思います。

これは大田区の新しいまちづくりの取組の紹介になります。タイトルにありますとおり、大田区歴史的風致維持向上計画の策定とございますが、これまでの大田区のまちづくりの取組に加えまして、歴史まちづくりの観点で新たにまちづくりを進めていこうというものです。

背景としましては、今年の3月に策定した大田区基本構想の中で、歴史や文化のことを触れてございます。それを踏まえまして、大田区内にも様々な貴重な歴史や文化の資源ございますので、それを改めてしっかり掘り起こして区民、また大田区を訪れる方や海外の方にも知っていただいて、大田区全体を歴史をめぐり、訪れたくなるウォーカブルなまちづくり、これを目指して、ひとつ取組んでいきたいと考えてございます。

資料の右側、項番2のところですけども、この計画の策定に当たりましては、国が指定する建造物としての重要文化財が必要となります。実は大田区内には池上本門寺にのみございまして、五重塔と宝塔、二つありますがどちらも池上本門寺のみとなっています。また、人々の活動で50年以上続く活動も、直接関係がなくても同エリ

アであることが、その二つが必須条件となっておりますので、計画の中心は池上となってきますが、決して池上のまちづくりだけをやるものではなくて、大田区全体を対象として今後計画を立てていきたいと考えております。

資料左下、スケジュールございますが、もう今年度から実は動き始めておりまして、今年度、来年度で計画を立ててまいります。計画策定にあたっては右側、検討体制とございますが、大田区歴史的風致維持向上計画協議会というものを立ち上げまして、この中で検討してまいります。計画を立てるのが目的ではなくて、立てた後、いかにまちに回遊性を生んで、魅力あるまちをつくっていくかというところを目指してございます。計画期間は10年ですが、おおむね5年に1回、この計画の見直しをしながら進めてまいりたいと思っております。

また、計画策定にあたっては大田区だけではつくることができず、国土交通省、文部科学省、農林水産省と協議をしながらつくってまいります。実はもう国土交通省との打合わせのほうは開始しております。大きな方向性については問題がないということで、今進めておりますので着実に、この計画を策定し、その後、新しい魅力的なまちづくりにもつなげていきたいと思っております。

本日、この紹介の時間をいただいたのは、やはりこういうまちづくりを進めていきますと、景観にも様々ないい影響もあるかと思っております。ですので、今後はまた計画策定後になると思いますが、令和7年末か8年の頭ぐらいにこちらの審議会でも策定の結果ですね、報告させていただきたいと考えております。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。

野 原 会 長 ありがとうございます。ということで、ご報告というかご紹介ということになりますので、こういう形で行われているということをご承知いただければと思います。

では、これで審議というか、項目は以上となりました。これを持ちまして、第19回大田区景観審議会は終了とさせていただきたいと思っております。

すみません、会長自ら直接そちらにお伺いできませんで、非常に

イレギュラーな形で、皆さんにスムーズな進行、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

では、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。
事務局にお返ししたいと思います。

西山（徹）幹事 では、改めまして委員の皆様、ご審議のほど誠にありがとうございます。

最後に事務局から事務連絡でございます。今年度、景観審議会でございますが、本日で最後となつてございまして、次回審議会につきましては令和7年度に入ってから開催を予定してございます。

また日時、場所等の詳細につきましては、別途決まり次第、ご案内をお送りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また本日、お車で来られた方、駐車券等ご用意しておりますので、事務局のほうにお申しつけください。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

これで最後となります。委員の皆様から特に何かございますでしょうか。

よろしければ、これをもちまして終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午後0時03分閉会